

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-20 (73)	中川処理場関連について	中川処理場（現・中川水再生センター）は、昭和47年に60万㎡/日の処理場として下水道法事業認可を取得し、水処理施設の整備を進め、昭和59年に15万㎡/日、平成6年に7.5万㎡/日が稼働し、現在22.5万㎡/日の処理能力を有している。下水道普及の促進を図る目的で、その後も処理場建設を推進してきたが、平成7年度以降、流入水量の増加が見られないことから、水処理施設の建設を一時中断し、今後の流入水量や財政状況の動向を見ながら高度処理施設に着手していくこととした。しかしながら、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成29年度に当該箇所における高度処理施設の建設計画を取りやめ、現在は、土づくりの里の建設用地として事業計画に位置付け、プラントの再構築工事を施工している。 高度処理施設については、令和4年3月に用途を廃止、固定資産から除却し、令和3年度決算において固定資産除却損を計上した。 今後、同地にて起工する土づくりの里の第一期及び第二期覆蓋化工事における新設基礎杭設置に伴い支障となる既設基礎杭は撤去し、支障とならない基礎杭は残置する。	中川水再生センターは、昭和47年に60万㎡/日の処理場として下水道法事業認可を取得し、水処理施設の整備を進めてきたが、平成7年度以降、流入水量の増加が見られないことから、水処理施設の建設を一時中断し、今後の流入水量や財政状況の動向を見ながら高度処理施設に着手していくこととした。しかしながら、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成29年度に当該箇所における高度処理施設の建設計画を取りやめ、現在は、土づくりの里の建設用地として事業計画に位置付け、プラントの再構築工事を施工している。 高度処理施設については、令和4年3月に用途を廃止、固定資産から除却し、令和3年度決算において固定資産除却損を計上した。 今後、同地にて起工する土づくりの里の第一期及び第二期覆蓋化工事における新設基礎杭設置に伴い支障となる既設基礎杭は撤去し、支障とならない基礎杭は残置する。	改善済
意見	1-21 (79)	「各普通財産の減損の兆候の把握」の記載について	下水道局は、普通財産の減損の兆候の判定において、「各普通財産の減損の兆候の把握」を作成し、各普通財産の簿価と時価とを比較することで、減損の兆候の判定を行っている。「各普通財産の減損の兆候の把握」を確認したところ、普通財産のうち「豊島区雑司が谷1-364-2」、「豊島区南池袋1-39-24」の記載がなかった。この理由について質問したところ、「豊島区雑司が谷1-364-2」は「豊島区雑司が谷1-392-6」に、「豊島区南池袋1-39-24」は「豊島区南池袋1-41-7」にそれぞれ含めて作成していた。 減損の判定に影響のある部分については、記載の一部を省略することなく、より明確な情報を表記するように検討された。	評価対象となる財産の内訳の記載を省略していた判定資料については、令和3年度末の普通財産の減損の兆候の判定より、表記の修正を行った。	改善済
意見	1-22 (79)	減損会計の検討範囲について	建設仮勘定のうち、中川処理場に関連する工事のように、現状では工事が止まり、建設計画も取りやめになっている場合は、遊休資産に該当すると考えられる。その他の建設仮勘定についても、工事の進捗状況が思わしくない資産や、用途変更などでそれまでに投資した資産の全部又は一部が使用できない場合は、減損の対象として判定を行うように検討された。 また、建設仮勘定が、減損の判定の対象になるかどうか判断が必要であることから、その過程が分かるように文書等で残すことを検討された。	令和4年3月に、該当の「中川処理場に関連する工事」に関する建設仮勘定について、除却を行った。令和5年3月には、「減損会計の取扱いに関する指針」を改正し、遊休資産について、個別の資産グループとして減損の判定を行うこととした。 また、令和4年度決算において、遊休資産の減損の判定過程を明示し、意思決定を文書で行った。令和5年度決算以降も、減損の判定の過程や根拠を明示し、意思決定を文書で行う。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-23 (80)	減損会計の判定に関する文書の作成について	下水道局では、決算時に固定資産の減損の判定を行っている。固定資産は、5兆7,340億円（令和2年度決算）を超え、その大半が減損の判定対象となることから、減損の判定結果によっては大きな影響がある。現状、下水道局では、各普通財産の減損の判定に関する文書は作成されているが、それ以外の固定資産の減損の判定に関する文書は作成されていない。減損の判定結果は、決算に大きな影響を与える可能性があることから、その判定の過程や判断の根拠を文書化し、下水道局としての判断を明確にすることを検討されたい。	令和3年度決算から、普通財産以外の固定資産の減損の判定についても、判定の過程や判断の根拠を明示し、意思決定を文書で行っている。	改善済
指摘	1-3 (89)	使用許可台帳の記載不備について	中部下水道事務所の使用許可台帳の確認の結果、使用期間の重複や使用許可年数が上限の1年を超えるものが発見された。該当する決裁文書を確認したところ、決裁文書では、使用許可台帳の記載内容とは異なり、適正に記載されていた。使用許可台帳の記載不備の原因としては、決裁文書から使用許可台帳に記載する際に、誤って記載がなされたことが考えられる。使用許可台帳は、使用許可の状況や使用許可物件を管理する台帳であることから、正確な記載をするよう努めるとともに、誤記載の防止策を講じることを検討されたい。	誤記載の防止策として、使用許可の決裁後に台帳を更新するのではなく、使用許可の決裁時に使用許可台帳も更新し、同時に複数の職員が内容を確認するよう事務処理を見直した。 また、経理部においては、令和4年度下水道局業務監察の中で、使用許可台帳が適切に記載されているか確認している。 引き続き、使用許可台帳の記載内容に誤りがないよう防止策に取り組む。	改善済
意見	1-24 (91)	自動販売機の設置業者の選定について	下水道局は、自動販売機の設置について、従前から職員の福利厚生を目的として設置業者の申請に対して使用許可を出している。現状では、入替えや公募などを実施していないが、自動販売機の設置場所によっては、他の設置業者にも設置の機会を設けることで、より良いサービスの提供を期待できることや、使用料を徴収できる場合には収入の確保にもつながることが可能になる。 自動販売機の設置場所の状況が異なることから、個々の状況に配慮しつつ、下水道局としてより有効な設置業者の選定方法を検討されたい。	令和4年7月の銭瓶町ビルディングへの庁舎移転に当たっては、自動販売機を新規設置する状況にあり、加えて、在籍職員数や利便性等を踏まえると、売上げに応じた使用料収入も相当程度、確保できることが見込まれたため、設置業者の公募を実施した。 引き続き、このような事例がある場合には、公募の活用を行っていく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-25 (93)	自動販売機に係る光熱水費の単価表の見直しについて	自動販売機の設置業者は、「たばこ、牛乳及び清涼飲料等自動販売機の設置について」（47下経監発87号）第2条第4項で、光熱水費は実費相当額を徴収するとされている。同通達第6条に光熱水費の範囲と算定方法が定められており、そのうち、同通達別表の水道料金、下水道料金の単価は、料金改定があった場合に改めることができることとされているが、昭和62年から変更がなく、その後の水道料金、下水道料金の改定に合わせて見直しが行われていなかった。 なお、下水道局の説明では、当初は紙コップ式の自動販売機が設置され、水道及び下水道を使用することを前提としていたが、近年、紙コップ式の自動販売機の設置がなく、水道料金及び下水道料金の請求もないことから、同通達別表の単価表を使用していないとのことであった。 下水道局は、現状に合わせて同通達の見直しを検討されたい。	令和4年5月に、「たばこ、牛乳及び清涼飲料等自動販売機の設置について」（47下経監発87号）の改正を行い、使用されていない単価表を削除した。	改善済
指摘	1-4 (96)	仮払金の管理について	電気工作物の移設工事を東京電力パワーグリッド株式会社に委託していたが、仮払金が長期にわたり精算されていないものがあった。下水道局によると、本来の工期は令和元年7月から9月までであり、先方からの連絡がなかったことから気付かず、令和3年度に連絡があったことから、精算されたとのことであった。工事の内容から、短期で終了することが見込まれることから、進捗状況を確認するなど、工事の管理を厳格にされたい。 また、決算上、本来は令和元年度の費用で計上されるべきところ、流動資産として処理され、令和3年度に費用として計上されている。決算時には、仮払金の内容を確認し、未精算になっているものがないかを確認するなどの対応を確実に実施されたい。	令和4年3月に、建設部から各所に対し、再発防止策として注意喚起の事務連絡を発出した。 第二基幹施設再構築事務所においては、令和3年10月から、「支障物件事務処理チェック表」を作成し、支障物件の処理等に関する履行状況の確認を徹底するとともに、令和3年度決算から、概算払及び前渡金整理簿と委託料整理簿の突合を行っている。 経理部においては、令和3年度決算から、仮払金の精算時期等の内容を各部所に確認した上で、当該年度の費用と流動資産（仮払金）を適切に計上するとともに、仮払金の内訳と精算時期について、関係部所と資料を共有しているほか、令和4年度下水道局業務監察において、仮払金の管理状況について確認を行っている。 引き続き、これらの取組を行い、仮払金の管理を適切に行っていく。	改善済
意見	1-26 (96)	概算払の金額の算定と支払について	概算払の精算後に残金が還付されるが、概算払の半分に近い金額で還付されている場合がある。工事期間が短い場合は、長い場合に比べて見積りの精度を高めることが期待できることから、協定の相手方に対し、より工事の確定額に近づけるよう努めることを要請することが望ましい。また、工事期間が長い場合は、分割払いにしたり、場合によっては一部後払いにすることを相手方に対し要請するなどして、適度な還付額にならないように支払額を調整することが考えられる。 さらに、概算払の時期を金額確定後若しくは相手方の支払時期に合わせることで、より確定額に近い金額で支払うことが可能になるとも考えられることから、今後は、支払方法について相手方との協議を行い、還付額がより少なくなるように努められたい。	令和4年6月に、庁内関係局に対して、設計精査により予納額に対して還付額がより少なくなるよう文書で依頼した。 外部事業者A社とは、既存協定及び新規協定について協議し、予納を取りやめ精算払とすることで合意し、令和4年12月に変更した協定書を締結した。 令和5年4月には、各事務所に対して、協定締結時に精算払や予納金の分割払を基本として相手方と協議するよう文書により通知した。 また、本通知文に基づき、庁内関係局へ工事の委託の協議を行い、概算払の額と工事等の確定額に乖離が生じないよう見積りを精査することについて、了解を得ている。 なお、令和4年度における精算時の還付金について、令和5年4月に状況調査を行っており、精算時の還付金状況調査は、令和5年度以降も継続して実施していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	1-5 (100)	第三者が使用する遊休土地について	23か所の遊休資産のうち、7か所は民地地の残地で危険性はないとしている。これらの遊休資産の図面や現況写真等により確認したところ、現況は隣接する民地の使用者等の第三者が使用している。これらの遊休資産は、昭和20年代に取得した土地であり、過去に売却による処分を進めた結果、売れ残った残地である。しかし現状では、賃料を支払って使用している者との間で公平性を欠き、適切な管理がなされているとは言えない。 都では、毎年の調査に当たり、第三者に使用されている遊休資産については、第三者の異動や使用状況を確し、固定資産事務規程に則り、適切な価格による譲渡や貸付け等による取組を進められたい。	遊休資産を改めて調査し、第三者に使用されている遊休資産については、売却、貸付等による取組を進めた。 現在までに、2件8.08㎡（豊島区高田6.67㎡、豊島区南池袋4.36㎡のうち1.41㎡）について、占有者に売却し適正化を行った。 また、3件104.79㎡（文京区音羽34.52㎡、豊島区駒込12.63㎡のうち9.50㎡、豊島区雑司ヶ谷180.77㎡のうち60.77㎡）については、特定の第三者による使用がないことを確認した。 残る5件268.08㎡について、適正化に向けた取組を継続するため、令和5年4月1日、「当局遊休資産の第三者による不適正使用に係る適正化方針」を策定した。毎年度の調査、是正措置等の実施要領を定めることで、譲渡や貸付等による取組を推進していく。	改善済
意見	1-27 (100)	遊休資産とすべき資産の範囲について	都では、遊休資産を不用又は過剰の固定資産のうち、資産の有効活用を目的に公営貸付等を実施した資産以外としていることから、遊休資産は、今後使用する予定がなく、現在貸付け等がなされていない未利用の資産となる。 一方で、港区白金と台東区上野の2つの資産については、建物敷地として貸付契約がなされている。これらの土地は、貸付対象となっており第三者の使用に供されていることから遊休資産とは言えない。また、開放通路の一部となっている土地は、貸付契約等の締結はしていないものの、都として今後活用の余地はなく、地域の住民に有効活用され、通行権が発生していることもあり、遊休資産の状態にあるとは言えない。このため、これらの資産については遊休資産とせず、貸付中あるいは一般に開放中の普通財産として位置付けられたい。	令和3年度決算における資産整理において、貸付資産3箇所及び開放通路14箇所を遊休資産から除いた。	改善済
意見	1-28 (101)	貸付中の遊休資産の貸付条件及び今後の方針について	2つの遊休資産については建物の敷地として貸し付けているが、貸付期間を1年としており、借受人は契約の更新を希望する場合は、貸付期間満了前2月までに、書面をもって都に申し出るとしている。 2つのうち、一方の建物は、平成27年4月に開校した公立学校である。学校施設については、当該貸付契約は、少なくとも築70年が経過するまで毎年の更新がなされる可能性が高い。 固定資産事務規程第41条は、普通財産の貸付期間について、一時使用の場合を除き、30年以上等の長期の期間を設定している。建物の敷地として使用される遊休資産は、一般的に当該建物が解体されるまでは貸付契約が更新されることが想定されるため、貸付期間を1年として毎年更新することは合理的ではない。このため、貸付期間の設定に当たっては、借受人と協議の上、適切な貸付期間を設定されたい。 また、今後、下水道事業で使用する可能性がなく、売却が妥当とされる貸付中の遊休資産については、売却による処分を検討されたい。	2つの遊休資産については、下水道事業で使用する可能性がないことを確認の上、使用者と協議を行い、令和5年3月2日付け及び令和5年3月13日付けで、それぞれ使用者に売却を実施した。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-29 (102)	有効活用の目的が 立たない土地の活用 について	遊休資産のうち、八王子にある3つの資産について、都は今後も使用する予定がないため、地元自治体と協力する等により公募売却を実施しているが、市街化調整区域・農業振興地域内農地である等の理由により、いずれも入札者がおらず不調に終わっている。これらの土地は売却の努力を行っているものの、売却処分や下水道事業による使用の目的が立たないものであるから、環境保護のため緑化するか、太陽光パネルを設置して発電などの有効活用を検討されたい。	3つの遊休資産の処分及び利活用の実現可能性について、令和4年度に改めて現地調査及び地元不動産業者等へのヒアリングを実施し、3つの資産各々の特性を踏まえ、実現性の高い活用案を検討し、以下の方針を定めた。 (1) 実態を反映した価格による公募売却 (2) 地域要件から農地としての利活用 (3) 低位な土地評価から隣接地権者に限定される利活用 この方針の下、以下の取組を実施していく。 (1) 売却を見込む用地は令和6年度の公募を予定 (2) 農地としての利活用を見込む用地は、農業団体等を通じ需要など情報収集 (3) 隣接地権者に利活用先が限定される用地は、隣接地権者と関係を築きながら照会を継続 このほか、公共工事用の資材置場などに貸付けの引き合いがあった場合は対応する。 なお、太陽光パネル設置による発電等についても情報収集を行ったが、下水道事業者において、水処理施設や庁舎以外の用地に太陽光設備を設置した事例はなく、日照条件や近隣住民の理解を得る困難さなどから、導入困難と判断した。	改善済
意見	1-30 (104)	使用許可条件の明 確化について	下水道用地使用許可書によると、土地の使用許可を受けた使用者は、使用土地に、建物その他の固定設備を設けてはならないとしている。一方で、実際の公園等施設には、管理者が常駐する建物やトイレ用施設が設置されている。これは、土地の状況や申請内容を踏まえて個々に下水道事業への支障を判断した上で使用許可を行っているためである。しかし、当該使用許可書には固定設備の設置を認めない旨が明記されており、実態との整合性がない状況である。 このため、使用許可書において、実態に合わせて、建物その他の固定設備は、原則として認めないものの、使用者が事前に都に申し出た上で、都が、下水道事業に支障がないと判断して許可した場合に限り可能とするよう、その旨を使用許可書に記載するよう改められたい。	使用の実態に合わせて、使用者が事前に都に申し出た上で、都が、下水道事業に支障がないと判断した場合は、固定設備の設置を認める旨の内容に使用許可書の様式を変更した。令和3年度に使用許可書の様式改正を行い、令和4年4月1日より、新規に使用許可を開始するもの及び使用許可を更新するものから新様式を適用している。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-31 (115)	アースプラン2017の取組の効果について	アースプラン2017が策定されたのは平成28年度であるが、アースプラン2017で明らかにされたアースプラン2010の成果によると、令和2年度までに達成すべき温室効果ガスの削減率25%以上は、策定から1年前の平成27年度以降には既に達成済みである。下水道事業における地球温暖化防止計画は、温室効果ガスの総排出量の削減を目的としているのであるから、計画段階で削減量が目標値を上回っている状況では、アースプラン2017の取組による削減とサービス向上による増加を相殺した結果が目録値に達しているだけで、十分な削減効果があったとして都民の理解を得ることは困難である。 現在の経営レポートにおける温室効果ガスに関する報告では、温室効果ガスの総排出量と削減率の実績は報告されているが、アースプラン2017の取組による温室効果ガス削減量等については明記されていない。アースプラン2017の取組による温室効果ガス削減量と、サービス向上による温室効果ガスの増加量を明らかにすることにより、都民がアースプラン2017の取組の効果を詳しく理解できるように努められたい。	令和4年度の経営レポート2022において、2021年度の温室効果ガス排出量の削減率（2000年度比）は27%削減となり、前年度から1ポイント低下したことを示した。前年度の削減率と比較し、省エネ・再エネ施策等による削減と、サービス向上や処理水量・水質等の影響による増加を分析したが、温室効果ガスの排出量は施設ごとのデータでしかなく、更に細かいデータでの分析が必要な要因ごとの増減量は推計でしか算定できないため、削減率の内訳は記載せず、増減の要因について記載した。 なお、令和5年3月にアースプラン2023を策定しており、経営レポート2023以降、新たな温室効果ガス削減目標に対する実績について、下水道局の取組による削減効果と電力の排出係数による影響が分かるように記載する。	改善済
意見	1-32 (121)	未達成の計画への対応と報告について	スマートプラン2014では、令和2年度までに総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー等の割合を16%とすることを目標としていたが、実績値はこれを大きく下回る11.5%となっている。しかし、スマートプラン2014で掲げた、再生可能エネルギー等の割合を令和2年度までに16%とする目標を達成できていないこと、令和6年度までの残りの4年間で20%まで引き上げるための具体的な見通しについては、経営レポート2021では報告されていない。スマートプラン2014における再生可能エネルギー等の割合の目標達成までの過程について、都民が詳しく理解できるように、当初の計画と実績値が異なる場合には、令和6年度までに20%以上を達成するための道筋を明らかにし、経営レポート等により都民に報告されたい。	経営計画2021では、総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギーと省エネルギーの割合を令和7年度末までに20%以上にするため、省エネルギー型機器を導入した台数等を事業指標としており、令和4年度の経営レポート2022以降、その事業指標の達成状況と評価を記載している。 なお、令和5年3月にアースプラン2023を策定しており、スマートプラン2014は同計画に統合された。同計画では、都全体の計画に合わせて、これまでの総エネルギー使用量に対する再生可能エネルギーと省エネルギーの割合を再生可能エネルギー電力利用割合に見直し、スマートプラン2014の取組に対して追加の取組を加えて数値目標を設定した。	改善済
意見	1-33 (126)	周知の対象となる利用者に直接届ける情報発信について	東京都都区部では、大雨の際に下水道管の処理能力を超えて発生する浸水のみならず、道路雨水まですの上に物が置かれることで、道路上に降った雨が速やかに下水道管に流れず、道路が冠水する等の被害が発生する。 道路雨水まですの上に物を置かないことは、都民による平時からの協力が重要となる。下水道局では、局や区役所等の所有する広報媒体により情報発信しているが、浸水被害が発生する地域に住んでいるか否かにかかわらず、全ての都民の協力が必要であることの周知を図り、引き続き自助のお願いを行われたい。	都民に対し、浸水対策強化月間である6月を中心に、情報発信を行っている。 令和4年6月、令和5年6月には、都民の目に留まりやすい街頭のデジタルサイネージや都営地下鉄の車内モニター、都営バスへのラッピング等による情報発信を行った。 通年では、都民への更なる周知を図るため、局ホームページ等による情報発信を行っており、多くの都民に利用されている東京アメッシュにおいて、バナーから局ホームページへ誘導する等、幅広く都民に見てもらえるような情報発信を行っている。 今後も同様の取組を継続して実施していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-34 (130)	東京アメッシュの関連費用の開示について	精度の高い降雨情報入手することで、下水道事業がより円滑に実施できることは期待できるが、東京アメッシュは、構築費と維持管理費を合算したトータルコストで、おおむね年間160百万円のコストが掛かっている。 都には、東京アメッシュが稼働する昭和63年以前は、気象庁からの降雨情報のみで下水道事業を運営していた実績がある。その時点に比べて、東京アメッシュの設置目的である、雨水ポンプの運転支援による浸水の防除等の効果がどの程度あったのか、平成28年度から運用を開始した新システムにより、どの程度の追加的な効果が得られているのか、それは年間160百万円のコストに見合うものなのか、説明していく必要がある。設置による効果とシステム構築費に加え、維持管理費についても併せてホームページなどで情報提供されたい。	令和4年7月21日に、東京アメッシュのホームページ内にある使用方法ページにレーダー諸元表へのリンクを追加し、レーダー諸元表内に、システム構築費である「レーダー設置費」に加え「維持管理費」を掲載した。	改善済
意見	1-35 (135)	再開発事業に伴う賃貸収入見込みについて	常盤橋街区の再開発により、新設D棟、新設民間B棟で賃貸収入が生じる見込みであるが、賃貸収入見込みは、現時点において未定とのことであった。今回の再開発では、都は権利移転による権利取得のため、建設費等の負担もなく新設D棟の所有権と新設民間B棟の共有権を取得することもあり、当地区の民間との連携による再開発の意義と、権利保全に関する事項に検討対象が絞られた事情も考えられるが、本件により生じる収支への影響を確認することは重要であり、賃貸収入見込みを、事業計画検討時点で策定すべきであったと考える。今後、同様の事務を行う際には、留意されたい。	現段階では、再開発事業に参画するような事案はないが、今後、同様の事案がある場合は、収支等の影響を確認するためコンサルタント等の専門機関に試算を求めた上で、参画の可否を検討する。	改善済
意見	1-36 (135)	TGSにおける本社賃借料見込みについて	常盤橋街区に所在する日本ビルに入居しているTGSは、常盤橋街区の再開発により、令和4年7月未までに新設D棟に移転する予定であるが、下水道局は賃料見込み額をTGSに通知していないことから、TGSでは次年度の本社賃借料見込みが不明な状態となっている。令和2年度のTGS本社賃借料は181百万円であったが、今回、監査で下水道局に確認したところ、おおむね2倍程度が予定されているとのことであった。このような経費の増額は、経営に大きな影響を与えることから、通常であれば、移転の経営判断が行われる前に、慎重に検討が行われることとなるものとする。TGSを、名実ともに独立事業体として活動させるためには、経営判断に必要な重要な情報は、適時に通知されたい。	令和4年度は、日本ビルから銭瓶町ビルディング（D）棟への移転があり、令和4年3月に、4月から7月までの日本ビル使用料について通知した。 移転後のD棟使用料については、使用許可手続時点で算定するため、確定額ではなく試算額として通知した。 令和4年6月には、7月以降のD棟使用料について通知を行い、令和5年度分の使用料については、令和5年2月に通知を行った。 今後も、経営判断に必要な重要な情報は、事業計画へ反映できるよう、すみやかに通知する。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-37 (139)	下水道に関する調査・研究費の開示について	下水道局においても、TGSにおいても、下水道に関する調査・研究の予算は、他の事業と同様に、担当部門の要望に基づき、他の事業等との調整の中で定められている。現状の事業費と人員を調査したところ、経年推移からは異常はなく、また、調査・研究内容についても、早期に実用化されるものが大半であり、実務に紐づいておりと評価できる。これらは、下水道局の技術開発推進計画やTGSの経営戦略アクションプラン2021などに掲載されることで、情報が開示されている。 しかし、調査・研究に要した費用について、経年推移が把握できるような情報は開示されていない。調査・研究活動状況の外部への情報提供として、今後、下水道局の技術開発推進計画やTGSの経営戦略アクションプランなどを策定する際には、調査・研究費の経年推移が把握できるよう合わせて掲載するなど、情報開示を行われたい。	調査・研究費の経年推移を開示できるようにするため、現技術開発推進計画及び現経営戦略アクションプランの初年度である令和3年度及び令和4年度の費用の把握を行った。 今後、同様の取組を継続するとともに、現計画及び現アクションプランの計画期間中における調査・研究費について、経年推移が把握できる情報を、次期計画及び次期アクションプランなどに掲載していく。	改善中
意見	1-38 (143)	広報イベント等のオンライン開催について	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、下水道事業への理解を深めるための施設見学、イベントや学習事業の多くが中止され、一部の事業については動画等による情報発信を行った。令和3年度以降についても継続して実施するほか、その他事業についても、オンライン開催への切替えを予定又は検討中とのことである。下水道関連の各種イベントにおいても、オンラインイベントのような、非接触かつ双方向のコミュニケーションが可能な手段やツールを積極的に導入し、外部環境や想定される参加者の状況に応じて使い分けの体制とされたい。また、オンライン化に当たっては、各地域の水再生センターの施設見学の受入中止時の代替手段としての利用も想定して、各地域の施設の特性を活かしたコンテンツの取り込み等も考慮されたい。	広報イベント等においては、引き続き、体験を通じて実感が得られる現地でのインフラ見学ツアーを実施するとともに、施設の特性を活かし、令和4年1月に有明水再生センターのweb施設見学を開始し、下水道幹線及び水再生センター工事現場のほか、水再生センターや雨水調整池などのオンライン見学会も実施している。 また、「下水道風'22 Online」等のオンライン広報イベントなど、様々なコンテンツを積極的に導入し、外部環境や想定される参加者の状況に応じて使い分けて実施している。	改善済
意見	2-1 (150)	雨天時水質について	下水道法施行令の雨天時放流水質基準について、区部では令和5年度末までに、合流式下水道からの雨天時放流水質を、処理区平均BOD40mg/L以下としている。 現状では、合流式下水道を採用している9処理区のうち、新河岸処理区では44mg/Lを超えており、また、森ヶ崎処理区は40mg/Lちょうどとなっている。水質基準は令和5年度末までに達成すればよいが、今後順次、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する貯留施設を整備されたい。 なお、経営計画2021における「処理区平均」との記載では、9処理区の平均との誤解を招くおそれがあるので、今後同様の記載をする際には、誤解を生じさせないよう記載されたい。	令和4年度末までに貯留施設等を累計150万㎡整備した。令和5年度末までに、下水道法施行令への対応に必要な貯留施設等の整備を完了する予定である（累計170万㎡）。 「処理区平均」という表現は、令和4年10月発行の経営レポート2022及び令和5年10月発行の経営レポート2023において「処理区内平均」と記載した。今後も同様の記載を継続して実施していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (159)	水道局との下水道料金徴収業務に関する情報交換について	下水道料金の算定及び徴収業務は、水道局との間に「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」を結び、水道局に委託している。本協定は、地方公営企業法第13条の2で規定されている事務の委任に当たり、水道局は委託された事務については、自己の名と責任において権限を行使し、下水道局は、その限りにおいて権限を失うものである。当該徴収業務の委託に伴い、下水道料金の会計上の処理については、水道局からの報告及び納付状況に基づいて行われている。 このため、本協定第7条により、下水道料金徴収委託業務について両局間で連絡調整を図るため、委託業務連絡協議会を置くことが定められており、既に様々な情報交換が行われているところではあるが、今後も引き続き、情報交換を行われない。	下水道料金徴収委託業務について、水道局との情報交換を行うため、委託業務連絡協議会を開催するとともに、日常的に連絡調整を行っている。今後も引き続き、情報交換を行っていく。	改善済
意見	2-3 (159)	下水道事務所における債権管理について	中部下水道事務所においてヒアリングを行った結果、管理すべき未収債権は少ないのが現状である。中部下水道事務所においては、月3回提供される未収金残高表のうち、納付期限が経過しているものに対して、確認日時点の収入徴収簿の情報と突き合わせ、過去の未収金残高表の情報を手書きで更新することにより、債権管理を行っていた。 システムの仕様を確認したところ、収入徴収簿の画面において、参照時点での未収金残高表を出力できることが判明した。管理すべき未収債権は少ないが、効率性の観点から、現時点の未収金残高表を出力することにより、下水道使用者に対する連絡など、催告を行うことが望ましい。 各下水道事務所における債権管理事務の方法について、改めて確認するとともに、システムの利用方法や債権管理事務の標準的な手続について周知することを検討されたい。	令和4年3月に、システムから最新の未収金残高表を出力する方法や、債権管理事務の標準的な手続について、文書により各部所に改めて周知した。 また、令和4年度から、下水道局業務監察において各部所にヒアリングを行い、債権管理事務が標準的な手続で行われていることを確認している。 引き続き、下水道局業務監察を通じ確認を行う。	改善済
意見	2-4 (164)	財政収支計画の検証について	経営計画における財政収支計画は、下水道料金改定の必要性を判断する重要な資料となっているが、経営レポートにおいては、決算との比較が増減額の算出にとどまり、その要因分析についての説明がなされていない。 今後は、財政収支計画の精度を更に向上させるために、計画期間の中間時点での計画と決算との比較分析などを、次期経営計画の財政収支計画の改正に反映することを検討されたい。	令和3年度及び令和4年度の財政収支計画と実績の増減比較及び増減要因について、経営レポート2022及び経営レポート2023の中で、それぞれ分析を行った。計画と決算の増減比較及び増減要因の分析については、令和5年度以降も毎年度、経営レポートの中で報告を行う。 また、令和6年度には、経営計画2021の財政収支計画の中間評価を実施するとともに、令和7年度には、中間評価の結果について、次期経営計画の財政収支計画に反映する。	改善済

令和３年度包括外部監査　下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (166)	計画期間中に乖離があった場合の財政収支計画の見直しについて	経営計画策定時において、財政収支計画上、計画期間の最終年度の累積資金過不足額に、大きな過不足がないことが料金改定の判断基準の一つとなっており、その点においても財政収支計画は、財政運営のかじ取りを行う上で重要な情報となっている。一方で、将来推計には一定の限界があり、経営環境の変化に伴い計画策定時における前提条件が変化することにより、計画値どおりの実績値が現れないことは、当然にあり得ることである。そのような場合には、従前の計画を維持することなく、新たな前提条件に基づき計画を補正する必要がある。 今後、東京都下水道局アドバイザリーボードに対して、経営計画2021の計画期間における実績報告を行う際に、財政収支計画における計画対実績の進捗度が著しく乖離している場合においては、その要因の説明を行った上で、計画の補正の是非を含むその後の対応について、意見や助言をいただくよう検討されたい。	令和3年度及び令和4年度の財政収支計画と実績の増減比較及び増減要因について、経営レポート2022及び経営レポート2023の中で、それぞれ分析を行った。計画と実績の増減比較及び増減要因の分析については、令和5年度以降も毎年度、経営レポートの中で報告を行う。 上記の分析の結果、収支が極端に悪化した場合は、計画の補正の是非を含むその後の対応を検討し、アドバイザリーボードに対して報告を行うとともに、委員から意見や助言を聴取する。	改善済
意見	2-6 (170)	調査基準価格を下回った場合の調査票等の提出辞退理由の調査について	低入札価格調査制度に係る調査マニュアルでは、調査対象者から調査資料の提出がなければ失格となるが、調査票等の提出辞退理由については、特段の手続は規定されていない。 例えば、「落合水再生センター～みぎ水再生センター間送泥管その3工事」は、第1回目の入札に対して27者応札し、そのうち26者が、全員調査基準価格を下回り調査票等の提出をしなかったため、全員失格となった。本案件のように、1者を除き全員調査基準価格を下回り、調査票等の提出を辞退するというのは、低入札価格調査制度の運用の厳格化に影響している可能性があるといえ、好ましくない。このように、応札者の大半が調査基準価格を下回る応札をした場合など、競争性に疑義が生じる例外的な入札案件については、関係部局と情報共有を行い、適切な競争性の確保の観点から、総合評価方式の適用拡大など、既存制度の活用を含めた幅広い検討が可能となるよう、改善策を検討されたい。	令和4年度、低入札価格調査制度の対象154件に対し、10件に総合評価方式を適用した。 下水道局品質・コスト委員会において令和4年度の実施結果を報告するとともに、令和5年度に向け、低入札価格調査制度適用案件に対し、競争性と品質確保の両立を図るため、総合評価方式の適用拡大を指示した。 低入札価格調査において競争性に疑義が生じる例外的な入札案件については、契約事務協議会を活用し、財務局及び関係各局と情報共有を行う。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-7 (171)	低入札価格調査制度の調査票等の運用について	低入札価格の調査は調査マニュアルに基づき実施されているが、実際には事業者は調査票等を提出せず、失格となっているケースが見受けられる。マニュアルを見ると、様式1～17及び確認資料の提出を求めるだけでなくヒアリングを行うとあり、低入札価格調査に当たり調査票等を提出しないのは、事業者に負担感があるためだと考えられる。 都は不当なダンピングを防ぐという観点から、厳格な低入札価格調査を実施することにより、最低制限価格と同様に、失格となる事業者への注意喚起を促すという考え方である。しかしながら、低入札価格であっても、事業の実施可能性と品質が確保されるのであれば、本来の競争性を充足させることでトータルコストの削減につながる可能性も否定し得ないと考える。 結果として低入札価格調査票等の提出が極めて少なく、入札に参加した事業者がそのまま失格になってしまうことにより受注の機会を逸するのとは、競争性の確保の観点からは好ましいことではない。 下水道局は、より一層の競争性を確保し、低入札価格調査制度の運用について実効性を得るために、低入札価格の調査票等の提出状況を関係部局と情報共有するとともに、そのための方策を検討したい。	令和4年度、低入札価格調査制度の対象154件に対し、10件に総合評価方式を適用した。 下水道局品質・コスト委員会において令和4年度の実施結果を報告するとともに、令和5年度に向け、低入札価格調査制度適用案件に対し、競争性と品質確保の両立を図るため、総合評価方式の適用拡大を指示した。 低入札価格調査において競争性に疑義が生じる例外的な入札案件については、契約事務協議会を活用し、財務局及び関係各局と情報共有を行う。	改善済
意見	2-8 (179)	辞退者のフォローアップについて	下水道局では、入札の辞退者について辞退理由をシステム上で確認しており、その中で最も多い「配置予定技術者の配置困難」に対しても、配置要件等の緩和を行っていることは評価される点がある。また、「その他」については、その具体的な理由を記入する欄が電子調達システムの入力項目として設けられており、不調後のヒアリングなどの参考資料として活用されているのであれば、一定の対応はされているものと考えられる。 下水道局は、今後も継続して、入札辞退理由について更なるフォローアップをすることにより入札の辞退者をできるだけ少なくし、競争性を確保することが求められる。そのためには、入札辞退が多い契約については、たとえ落札されたとしても、入札参加者が十分に確保されなかった案件として、発注のタイミングや業者の業務対応への配慮等について、事業者が今後より一層、入札に参加しやすい環境づくりに資する検証を行われたい。	令和4年3月に、新たに令和8年度までの指標を設定し、「施工時期等の平準化」の取組を推進し、事業者が入札に参加しやすい環境を構築した。 工事については、現場の稼働状況に着眼し、年間を通じた工事量の繁閑の差をできるだけ小さくする取組（工期12か月未満の債務負担行為等の実施）を行い、設計等委託については、履行期限が第4四半期に集中している状況を踏まえ、「1月から3月に履行期限を迎える件数の割合」を低減する取組（工期12か月未満の債務負担行為等の実施）を行っている。 引き続き、下水道局品質・コスト委員会において、平準化データを基に、発注のタイミングや業者の業務対応への配慮について検証を行っている。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-9 (186)	企画管理補助業務の活用について	下水道局では、庶務事務センター運営の基幹となる業務は庶務事務処理補助業務であるとしており、この基幹業務を効果的かつ効率的に行うための重要な業務として、企画管理補助業務を委託している。仕様書には企画管理業務を補助することが記載されているが、業務要件を見ると、その一部について受託者は、下水道局と同じレベルで業務を遂行し、民間ならではの提案をすることが求められているように受け取れる記載となっている。下水道局は企画管理補助業務の業務要件について記載内容を見直し、仕様書に誤解のないように、受託者との役割分担を含めて、丁寧な説明を記載することを検討されたい。	令和4年度契約の仕様書において、「事業計画等の策定に関する事務」と「事業計画・目標管理に関する事務」を統合し、受託者の役割分担と具体的な業務内容を明確にするため、見直しを実施した。当該仕様に基づき、各業務の作業スケジュール管理や要員管理、課題管理等の支援が履行された。 令和5年度においても引き続き、当該仕様に基づき履行されている。	改善済
意見	2-10 (187)	企画管理補助業務におけるリスクマネジメントの活用について	下水道局は、企画管理補助業務の中でリスクマネジメントと情報セキュリティマネジメントを定めている。この業務の成果物として業務報告書の提出を受けてはいるものの、受託者との間で課題認識の共有化を図っているにとどまっており、次のアクションにつなげない状況にある。 仕様書では、リスクマネジメントは下水道局と受託者が協力して行うものであり、その実施に当たっては、双方の協議によりリスクの発生率及び発生した場合の損失を最小限にとどめ、効率的で円滑な事業実施を実現することが求められている。そうであれば、受託者の実施内容の中で有益な取組がある場合は、例えば、現在行っている職員研修や下水道局BCP、システムに係る緊急時対応訓練等への展開等、受託者のリスクマネジメント実施内容の活用を検討されたい。	受託者が実施したリスクマネジメントの取りまとめ及び局内での同様の取組の情報収集を行った。 庶務事務センターで実施している有用な取組の具体例「庶務事務センターにおける給与事務の継承」について、令和5年3月23日開催の事務の継承推進会議において局内周知した。 今後も、新たな有益な取組を行った際には、局内周知し、活用していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-11 (188)	庶務事務処理補助業務における給与のサービス水準について	下水道局は、仕様書で庶務事務処理補助業務におけるサービス水準を設定している。庶務事務処理補助業務は、旅費・給与・福利厚生・基本情報整理の4区分に分けられており、受託者が、業務ごとにサービス水準を維持できないときは、受託者に必要な改善措置を勧告でき、受託者は直ちに改善措置を講じ、その内容を書面で報告することになっている。サービス水準は、業務の未完率、審査補助の誤びゅう率及び庶務事務センター職員の満足度が設定され、このうち、審査補助の誤びゅう率の要件は1％未満とされている。下水道局では、サービス水準の判断基準は、一定期間（1か月単位）の審査補助について算定した結果で判断しているとのことである。そして、この期間のサービス水準が基準を下回っていないので、改善の勧告をしていないとしている。 そこで、令和2年度の給与の誤びゅう率について確認したところ、年間では2.26％である。これを月別に見ると、令和2年4月では4.56％、令和3年3月が3.51％と1％を超えている。仕様書では、審査補助の誤びゅう率が業務ごとに計算されるものと記載されており、審査補助業務全体を対象としているとは明記されていない。下水道局は、仕様書に誤解のないように丁寧な説明を記載されたい。 審査補助のサービス水準を向上させるためには、下水道局は、少なくとも給与の審査補助の誤びゅう率を下げる対応策を、受託者に求める必要がある。仕様書における審査補助の誤びゅう率における業務範囲を明確にするとともに、受託者に必要な改善措置を勧告するかどうか、その判断の要否を検討されたい。	委託仕様書に記載の審査補助の誤びゅう率の定義について、定められた処理期間内における総審査補助実施数に対する差異し数と明確に記載の上、令和4年度契約より適用している。 サービス水準のあるべき水準については、第118回大都市下水道会議にて、他自治体へのアンケートを実施し、サービス水準を設定している4自治体には、追加ヒアリングを実施した。 回答結果及びヒアリング内容を集計・分析した結果、当局で設定している水準は、他自治体と同水準であった。 この調査結果を踏まえ、サービス水準は現状のまま維持することとした。あわせて、更なる質の向上に向け、誤びゅう発生時の対応について、令和5年度契約の仕様書に、業務報告において、誤びゅうの内容や影響範囲、改善点等を報告させ、改善実施後には報告し、承認を得ることを明記した。	改善済
			TGSの売上総利益の発生要因の分析について	TGSの売上総利益の大部分は、都との契約を要因とするものである。ここで、都との契約は、全て特命随意契約で行われているので、契約金額は予定価格を上限として、TGSが都に提出する見積書をベースに決定される。都は、TGSの売上総利益について、現状では、都とその他とのそれぞれの契約で生じる売上高は把握でき、売上原価を把握していない。 TGSは、都と協働して下水道事業を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携を行っている政策連携団体である。また、都は、政策連携団体であるTGSの財務状況や契約ごとの利益率等を把握できる立場である。以上より、都はTGSに対して、都との契約から生じる売上総利益を計算するよう指導の上、その内容を把握し、TGSの売上総利益の発生要因を分析されたい。	令和2年度及び3年度における、TGSの事業別売上原価等の資料や局内各部署のTGS委託案件に係る設計費用等の資料を基に、都との契約に係る売上総利益及び売上原価、一般管理費の事業別収支及び利益の発生要因の分析を行うとともに、分析案をTGSと情報共有し、契約ごとに適切に経費を計算した見積額を精査し、適正に事業実施へ反映するよう指導した。

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-13 (196)	直営と比較しての経費の削減効果の検証について	平成15年度の包括外部監査の意見によると、出張所業務について、直営よりも委託の方が一人当たり155万円安く、従事職員120人で計算すると、約1億8千万円（155万円×120人）の経費が削減できるとしている。本業務については、令和元年度の千代田出張所によって、23区全てが外部委託になったこともあり、本来、その時点で、経費の削減効果を検証すべきであった。今後、当初の予定どおりの経費削減がなされたかどうかについて詳細に検証されたい。	出張所業務委託の経費削減効果を検証するため、令和2年度の出張所業務について、下水道局直営で実施した場合の試算を行った。 試算金額と令和2年度の委託契約金額を比較した結果、直営よりも委託の方が一人当たり105万円安く（直営一人当たり784万円、委託一人当たり679万円）、従事職員367人で計算した場合、約3億8千万円（105万円×367人）の経費削減効果が得られていることを確認した。 なお、経費差額に関する平成15年度と令和2年度の一人当たり差額50万円（平成15年度155万円、令和2年度105万円）は、下水道局職員の平均年齢が下がったことによるものであることを確認した。	改善済
意見	2-14 (197)	効率性の検証について	経費の削減効果の検証においては、単純に直営と委託との一人当たりの人件費だけではなく、委託業務自体についても、業務範囲を拡大することによるスケールメリットにより、効率性が向上していると考えられる。特に、単位当たり本社経費（間接経費）については、業務範囲を拡大することにより確実に減速するはずである。つまり、平成16年度と比べて令和2年度は、スケールメリットを享受し、効率性は向上していることとなる。今後、直営との比較に加え、委託業務の時系列的な比較も実施されたい。 なお都では、平成22年度まで、諸経費率を「下水道施設維持管理積算要領―処理場・ポンプ施設設備―（公益社団法人日本下水道協会）」に基づいて算定していたが、その際の計算式は、業務原価（直接業務費など）が大きくなると諸経費率が減速するように算出され、業務原価が10億円以上となると、諸経費率が一定となる計算式であった。平成23年度以降は、この要領は使っていないが、今後効率性を検証する際には、平成22年度までの考え方も利用されたい。	出張所業務委託の効率性を検証するため、令和4年3月にTGSより出張所業務の売上原価等の資料の提出を受けた。その提出資料から一般管理費の割合や一人当たりの内訳を時系列的に比較・分析した。 その結果、平成20年度を基準とし、売上原価の増加率に対し、一般管理費の増加率が低下しているかどうか（スケールメリットが働いているかどうか）を確認したところ、平成20年度から平成21年度は漸増しているが、それ以降はおおむね同等の値となっている。 令和3年度から適用している「下水道施設維持管理積算要領―管路施設設備―（公益社団法人日本下水道協会）」に示されている諸経費率の考え方（業務原価が30億円以上の場合、諸経費率が一定率の7.5％となる計算式）に対し、出張所業務におけるTGSの諸経費率は、区部全域23出張所の受託となった令和元年度以降、7.6％～8.2％（業務原価は30億円以上）で推移していることを確認した。 当局としては、積算要領とおおむね同等の値となっていることから、一定程度のスケールメリットによる効率性は維持されていると考えており、TGSに対して、諸経費率の低減について、引き続き指導していく。	改善済
意見	2-15 (197)	契約額の妥当性について	今回の監査においては、人員配置数＝事業規模と仮定し、契約額の妥当性を検証した。一人当たり契約額は、特に平成21年度以降、増加傾向にあることの結果となった。人員のシフト等の問題もある一方で、概に、人員配置数＝事業規模とはいきり切れない面もあるが、規模の拡大に伴って、本社経費などの間接費についてはスケールメリットによる効率性の向上が期待できるが、実際には契約額の削減に結び付いていない可能性は否定できない。都としては、契約額の妥当性について検証されたい。 なお、契約額の妥当性の検証の結果、契約額を見直す場合については、例えば、TGSの過去の業務の実績などを反映した積算を行うことなど、（意見2-17）の意見を参照されたい。	出張所業務委託の契約額の妥当性を検証するため、令和4年3月にTGSより出張所業務の売上原価等の資料の提出を受けた。その資料から一般管理費の項目及び内容や出張所職員一人当たりの一般管理費額を時系列的に比較・分析した。 その結果、出張所業務におけるTGSの諸経費率は、令和3年度から適用している「下水道施設維持管理積算要領―管路施設設備―（公益社団法人日本下水道協会）」に示されている諸経費率の考え方（業務原価が30億円以上の場合、諸経費率が一定率の7.5％となる計算式）に対し、区部全域23出張所の受託となった令和元年度以降、7.6％～8.2％（業務原価は30億円以上）で推移しており、おおむね積算要領どりの諸経費率であった。 一方、TGSの直接人件費は、直営と比較し相対的に低く、TGSは受託業務の履行において、企業努力によって直接人件費を抑制しているものと考えられる。 局では引き続き積算を適切に実施し、諸経費率の低減についてもTGSを指導していくとともに、業務ごとの利益率等の分析案をTGSと情報共有し、契約ごとに適切に経費を計算した見積額を精査し、適正に事業実施へ反映するよう指導していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-16 (200)	委託業務効率化の計画的な取組と設計金額への反映について	契約金額に関して競争が行われない特命随意契約を継続する際には、一定の経済性を維持し、更に向上させるために、次のような対応が必要となる。 まず、設計金額の積算基準等と実際の平均的な実績等との差異の調査、分析を行っている実態調査を拡充し、より一層、実態に即した積算基準等となるようにすることである。また、委託業務に係る業務効率化の観点からの調査を加え、各施設の実績に関する分析を深めることにより、積算基準等の見直しだけでなく、委託業務効率化の先行事例やヒントを収集し、各施設で共有することも重要である。 次に、委託業務自体の効率化やコスト削減を、体系的、計画的に進めることである。そして、委託業務の仕様書で位置付けた上で、各年度の委託先の業務計画に効率化の取組項目や管理指標、目標値などを設定させ、業務報告等を通じて取組の進捗を管理することが考えられる。 積算基準等のうち、可能な費目については、各施設独自の実績や取組結果を反映できるように積算基準等やその適用を見直すことについても検討する必要がある。同時に、委託元としては、各施設の委託先での取組を適正に評価してインセンティブを付与するなど、委託先がすべての施設で業務効率化に積極的に取り組めるように工夫し、その状況を管理、指導していくことが重要である。委託業務効率化の計画的な取組と設計金額への反映により、継続的な特命随意契約においても一定の経済性を確保し、向上させることができるよう、上記のような取組に関する仕組みを構築されたい。	令和4年度は、令和3年度に実施した「施設管理業務歩掛り等実態調査委託」に基づき、「現場間接費」など、積算基準等に係る一部の費目を前倒して改定した。 令和5年度は、令和2年度から4年度までの委託業務の実績及び委託先からの改善提案80件を取りまとめ、業務効率化に向けた効果分析を調査項目として整理し、「令和5年度積算基準等実態調査委託」に盛り込み起工した。 今後は「令和5年度積算基準等実態調査委託」で行う実態調査や、業務効率化に向けた効果分析結果を踏まえ、令和6年度上半期までに積算基準等を改定し、令和7年度の管理業務委託から反映させる。	改善中
意見	2-17 (202)	都とTGSとの契約金額について	下水道局は、TGSが外部に発注した契約について、政策連携団体であるTGSに対して指導監督する立場から、人件費単価など、相当程度の実績のコストが把握可能である。また、市場の実勢などを的確に反映した見積金額をTGSに提出させることも可能であると考える。一方で、下水道局では、TGSに対する業務委託については、他の業者に対するものと同様に、下水道事業において一般に用いられる公益社団法人日本下水道協会の要領を使用して積算すること、予定価格としている。 しかし、現状の方法では、利益剰余金がTGSに累積し、TGSでの税の支払や内部留保、株主への配当原資などに充当されることとなり、下水道使用料の適正な算定の見地から、検証する必要があると考える。下水道局におけるTGSへの委託料算定の際には、例えば、TGSの過去の業務の実績などを反映した積算を行うことや、外部への委託契約の都と都との直接契約に変更すること、都に提出する見積書について、都以外の統括の理解のもと、売上総利益などの利益構造を考慮しつつ作成するよう指導することなどにより、利益剰余金がTGSに累積することのないよう、事務の見直しを検討されたい。	令和4年度に、令和2年度及び3年度におけるTGSの事業別売上原価等の資料や局内各部署のTGS委託案件に係る設計費用等の資料を基に、都との契約に係る売上総利益及び売上原価、一般管理費の事業別収支の分析を行い、売上総利益等の発生要因を把握した。 この分析を踏まえ、局では引き続き積算を適切に実施するとともに、分析案をTGSと情報共有し、TGSに対して、契約ごとに適切に経費を計算した見積額を精査し、適正に事業実施へ反映するよう指導していく。 さらに、都との直接契約については、当該分析及びTGSが直接行う下水道プラント設備の維持管理業務との関連性を考慮した結果、TGSが再委託している業務のうち、「臭気分析調査」及び「台員設備保守点検」は、都との直接契約が可能と判断した。 都との直接契約が可能と判断した業務について、令和5年度に予算措置・設計作業を行い、令和6年度から、直接契約に変更していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-18 (207)	民間事業者が整備し引き継いだ施設の会計処理について	下水道局では、大規模な施設整備には長期間を要するので、一部完成した施設を暫定的に稼働させるなどして、効果を速やかに発現させる工夫を行っている。 渋谷駅東口雨水貯留施設は、大規模再開発の機会をとらえ、地下街の浸水対策を目的として、渋谷駅東口の地下に1時間75ミリの降雨に対応した雨水貯留施設を整備した。当該施設は、下水道法第16条に基づいて、下水道局と下水道局と共同で実施する東急株式会社と独立行政法人都市再生機構が整備し、令和2年8月に、下水道局が引き継いで維持管理を行っている。 当該施設は、雨水貯留施設とそこに雨水を導く複数の取水管で構成されており、全ての工事完了後、一括して引継ぎを受け、下水道局施設として供用開始することを予定していた。しかし、他企業埋設物の影響により、全体工事の完了時期を延伸することとなったため、早期効果発現の観点から、施工段階で一部先行稼働を決定したものである。今後、全ての施設の工事が完了し、総合的な機能を確保した上で、一括して固定資産の計上を行う予定とのことであるから、工事の進捗状況や、当該施設の固定資産計上の際に必要な帳簿原価（取得価額）等の情報を、事業者から可能な限り収集することに努められた。	令和4年度に、東急株式会社に対し、固定資産計上に向けた雨水貯留施設の整備に要した費用の算出を依頼した。工事の進捗については、令和5年9月の完了を予定していたが、少なくとも2年延期（令和7年9月以降）となることを確認した。 固定資産の計上は、当初、全ての施設の工事完了後に一括して行う予定であったが、工事延期に伴い検討した結果、固定資産計上可能な施設については、令和5年度決算で計上することとした。このため、令和5年度は、当局が引継ぎを受けた雨水貯留施設の整備に要した額を算出し、固定資産計上に向け、内訳を精査している。 また、会計処理については、固定資産の計上と合わせて、繰延収益（長期前受金）を計上することとし、詳細については、引き続き検討を進める。 工事の進捗についても、工程表を受領し、工事の進捗状況を確認している。	改善済
意見	3-1 (224)	受益者への説明責任について	下水道局は、流域下水道事業に係る経営努力によるコスト削減効果が、市町村負担金に適切に反映されているかについて説明責任があると思われる。 一方、市町村の下水道料金は、「市町村負担金+各市町村独自の下水道処理コスト」により計算されるものであるから、流域下水道を利用する各市町村は、受益者負担の観点から、流域下水道サービスの維持継続のためには、それらに係るコストを適正に負担する責務があると考えられる。 今後とも、市町村による「適正負担」とそのための下水道局の「説明責任」を、引き続き果たしていく必要がある。そのため、市町村と情報共有を図りながら、必要十分な説明内容や説明方法等を継続的に検討されたい。	令和4年度は、建設負担金及び改良負担金について、市町村への説明会を2回開催した。5月の説明会では、令和3年度決算及び令和4年度執行計画を、12月の説明会では、令和4年度の執行見込みを説明した。 また、維持管理負担金については、令和4年8月下旬から10月上旬にかけて、30市町村と個別にミーティングを行った。ミーティングでは、流域下水道事業の令和3年度決算と維持管理費の現状を説明するとともに、意見交換を行うなど、きめ細かな情報共有を図った。 令和5年度も同様に、建設負担金及び改良負担金についての説明会を年2回開催し、維持管理負担金についての個別ミーティングを実施した。令和6年度以降も説明会を開催するなど、適時適切に市町村に情報提供していく。	改善済
意見	3-2 (229)	雨水貯留施設などの施設規模が必要十分であることの見える化について	下水道事業は極めて巨大なインフラ事業である。施設の整備に当たっては、多額の国費及び都費が投入されており、その規模が必要十分なものであるのかについて、都には都民に対する説明責任があることは言うまでもない。 都は、経営計画の公表などで、合流式下水道を改善する施設の事業費や施設規模を公開していたが、その施設規模が適正かどうか分かる資料は掲載されていなかった。今後は、合流式下水道の改善についての施設規模が必要十分であることについて、都民に分かりやすいようにホームページでの掲載方法を検討されたい。	合流式下水道の改善について、施設規模が必要十分であることを、都民に分かりやすく説明できるように、令和4年7月に、下水道局ホームページに緊急合流改善事業の事後評価結果を掲載した。	改善済

令和３年度包括外部監査　下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-3 (231)	過年度減価償却費の再発防止について	流域下水道本部では、令和２年度に、減価償却費の事務処理の過誤により過年度修正を行い、結果として、一般会計より過年度相当分の流域下水道管理費繰入金を繰り入れている。その経緯は、八王子水再生センターの資産にかかる計上すべき資産科目の誤りを更正した結果、耐用年数の違いにより過年度の減価償却費が発生したこと、建設仮勘定の稼働漏れにより過年度減価償却費が発生したこと、リース資産の過年度減価償却費計上漏れによるものであった。 当年度の手続として、過去の減価償却不足を修正するため、過年度減価償却費の計上はやむを得ないが、本来、各会計年度における歳出は、当該年度の歳入をもって充てるべきであることから、過年度減価償却費を発生させない取組が必要である。ダブルチェックや事務処理手順のスケジュール管理の徹底等の再発防止策を徹底されたい。	固定資産への計上を適切に行うため、令和３年度決算事務において、ダブルチェック等の再発防止策を実施した。また、再発防止策をまとめた文書を令和４年１０月２１日に作成し、毎年度、確実に引き継いでいくこととした。	改善済
意見	3-4 (234)	リース資産の過年度減価償却費計上漏れについて	都は、リース会計を平成２６年度から導入した。平成２６年度に取得したリース資産の耐用年数は５年であったため、平成３０年度に除却手続を適正に行う必要があったものの、決算手続を前年度と同様に行ってしまったため、除却手続が漏れてしまったとのことである。再発防止を所管課が示しているとおり実施するとともに、前年度手続との変更点を、更に確認徹底されたい。	令和４年３月に、リース資産の除却手順を決算事務処理マニュアルに明記し、経理部固定資産担当及び各部所担当で処理方法を共有することで、再発防止を図った。 引き続き、リース会計の適切な処理方法を担当内で共有することで、再発防止を図っていく。	改善済
指摘	3-1 (236)	リース資産の振替処理漏れについて	令和元年度から２年度にかけて、リース資産に係る会計処理において、３回の誤りがあった。 ① 一年間の再リース契約を収益的支出でなく、資本的支出に計上したこと ② 令和元年度末に収益的支出に振り替えたなかったこと ③ 令和２年度末に減価償却費を計上しなかったこと リース会計関係の誤りについては、会計担当職員のリース会計への更なる理解促進など、再発防止の取組に全力を挙げるよう努められたい。	令和４年３月に、リース資産の会計処理を決算事務処理マニュアルに明記し、経理部固定資産担当及び各部所担当で処理方法を共有することで、再発防止を図った。 引き続き、リース会計の適切な処理方法を担当内で共有することで、再発防止を図っていく。 なお、令和３年度決算作業において、本件会計処理に係る修正を行った。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-5 (240)	清瀬水再生センターの処理能力の適正化について	清瀬水再生センターの処理能力に余裕が大きくなった原因を担当者にヒアリングしたところ、①清瀬市等の人口の伸びが予測より少なかったこと、②節水トイレの普及によること等を例示した。 水再生センターは、施設能力が下水道法に基づき策定される流総計画に適合するよう、施設を建設することが規定されている。清瀬水再生センターは、当初、平成9年の流総計画の計画下水水量、534,900m³/日を目標に整備されていたが、平成21年の流総計画では、計画下水水量320,100m³/日へと下方修正された。 今後、既存の水処理施設は、実績の流入水量とともに、流総計画で定めた計画処理水質等も考慮しつつ、窒素やリンが除去できる高度処理へ再構築される。その際には、従来よりも時間をかけて下水処理することになり、結果として処理能力が下がるとのことであった。 今後、清瀬については、平成21年の流総計画に基づき、高度処理化への再構築を一層進められたい。また、今後の流総計画策定時には、関係者との調整を、より一層図られたい。	高度処理化への再構築については、清瀬水再生センター水処理施設3-2系に高度処理施設を導入する工事の設計を令和5年5月に完了した。 経営計画2021において、高度処理施設を導入する工事は、3-1系の設備再構築工事完了後に、3-2系の耐震化工事と併せて行うこととしていたが、3-1系の設備再構築工事が契約不調により契約時期が遅れ、令和6年度に完了予定となったため、3-2系に高度処理施設を導入する工事は令和7年度に発注予定である。 また、流域別下水道整備総合計画（流総計画）については、令和4年度に、流総計画の基となる国の東京湾流総基本方針の策定に向けた検討委員会等に参加した。今後は、基本方針に基づき、清瀬水再生センターの適正な施設規模が定められるよう、関係者と調整を図っていく。	改善済
意見	3-6 (246)	震災時のバックアップ機能の強化について	多摩川を挟む二つの水再生センターを連絡管で結び、水再生センター間の相互融通機能（汚水管・送泥管・再生水管）を活用することで、震災時などに一方の水再生センターが被災した場合のバックアップ機能を確保している。 しかし、連絡管のない清瀬水再生センターでは、このようなバックアップ機能は確保されていないため、震災時に処理機能が低下した場合の対応が必要である。具体的には、汚水については、耐震化を進め、運転可能な施設で処理を継続する。汚泥については、汚泥を脱水処理し、他の水再生センターへトラックで運搬する。再生水については、可能な範囲で再生水使用量を削減し、不足分は上水で補給するといった対応が想定される。 これまで耐震化により確保した最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよ、放流きよ、汚泥処理関連施設などを対象に、新たに耐震化を行うことも、水再生センターの被災を最小限にとどめることにつながるが、バックアップ機能は確保されない。しかし、震災時に処理機能が低下することを想定すると、水再生センターのバックアップ機能を強化する必要がある。 都は、震災時のバックアップ機能の強化策を検討されたい。	震災時等に汚泥処理機能が低下することを想定し、令和2年度に埼玉県と、震災時等における広域的な汚泥処理のバックアップ体制を構築しており、令和4年1月と令和5年2月に訓練を実施した。あわせて、令和4年4月に民間事業者とも汚泥処理搬出の協定を締結し、バックアップ体制を構築した。 また、震災時に必要な下水道機能を確保するため、引き続き、経営計画2021に基づき、施設の耐震化を推進していく。 具体的には、清瀬3-2系処理後導水渠及び塩素接触槽について、耐震補強工事の設計を令和5年5月に完了した。 3-2系の耐震補強工事は、3-1系の設備再構築工事完了後に発注予定であり、3-1系の設備再構築工事が契約不調により契約時期が遅れ、令和6年度に完了予定となったため、3-2系の耐震補強工事は令和7年度に発注予定である。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-7 (247)	マンホールポンプの非常用電源の確保について	マンホールポンプは、マンホール内にポンプ設備を設置し、自然流下で排水ができない区間において汚水を圧送する設備である。そのため、令和元年東日本台風の際のように、マンホールポンプが停電等により停止した場合には、流入する下水をポンプで圧送することができなくなり、人孔内に汚水が貯留し、満水になると地上に汚水が漏れることがある。 都は令和2年度に、停電時の備えとして車載型非常用電源を1基用意し、停電時に現場へ出動する体制を整えているが、複数のマンホールポンプが同時に停止することも想定される。 したがって、都は、停電によるマンホールポンプの停止に備えるため、マンホールポンプの非常用電源の充実を図られたい。	マンホールポンプの非常用電源の充実を図るため、短期対策としては、令和4年度から、既に確保している多摩川上流幹線に加え、2台目として、あきる野幹線の車載型非常用電源を確保し、対応の強化を図った。 また、長期対策としては、多摩川上流幹線については、定置式非常用電源に必要となる機器類の仕様や用地面積等の検討を、委託により実施した。その後、必要な用地について買収交渉を進め、令和5年8月末に用地取得が完了した。令和5年中に実施設計の発注を行う。	改善済
意見	3-8 (247)	施設の安定的稼働に向けた検討について	重油・都市ガス併用型発電設備は、現在、八王子水再生センターに1台設置されているのみである。 都では、既に多摩地域の7か所全ての水再生センターと2か所のポンプ所で、非常用発電設備の整備を完了している。このため、既設の非常用発電設備を重油・都市ガス併用型発電設備に置き換えることは経済的合理性に欠けるものの、非常時における施設の安定的稼働という観点からは、重油・都市ガス併用型発電設備の整備は効果的である。 既設の非常用発電設備は、令和9年度頃から順次更新時期が到来すると見込まれている。したがって、都は、既設の非常用発電設備を更新する時期を見据え、重油・都市ガス併用型発電設備の整備による燃料の多様化を検討するとともに、世界的な脱炭素化の潮流を踏まえ、再生可能エネルギーなどの活用による電源の多様化についても検討するなど、非常時における施設の安定的稼働に向けて検討されたい。	燃料の多様化に向け、北多摩二号水再生センターなど、更新時期を迎える各水再生センターの非常用発電設備を、重油・都市ガス併用型発電設備へ再構築する計画のスケジュールを本都内で周知し、事業を確実に実施できるようにした。 また、非常時における施設の安定稼働に向け、北多摩一号水再生センター及び南多摩水再生センターの電力貯蔵用電池（NaS電池）の再構築について、令和6年度工事着手に向けて設計を行っている。	改善済
意見	3-9 (250)	計画的な訓練実施の周知について	「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づいた、令和2年度のし尿搬入及び受入れ訓練の実施については、令和2年7月1日付の事務連絡により示されている。 実施時期は、原則として令和2年11月10日に、事務連絡日の3か月以上、先の日となっており、日程調整の余裕が考慮されているが、調整がつかず、訓練未実施となった市町村があった。 首都直下地震等の大規模な災害といった危機的事象に対して、実効性のある対応力を培うためには、訓練を定期的に実施することが欠かせない。 都は、市町村に対し、計画的に訓練が実施されるよう周知されたい。	計画的に訓練実施の周知をするため、令和4年4月25日及び令和5年4月26日に開催した「多摩30市町村下水道情報交換会」にて、事前周知を行った。 いずれも、訓練実施の約3か月前には、市町村にメールにて事務連絡を送付し日程調整を行い、さらに、実効性を高めるため、訓練開始の1か月前に、電話にて参加の確認を再度行った。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-10 (252)	空堀川上流雨水幹線の事業効果の早期発現について	流域下水道雨水幹線の整備には、設計から整備完了に至る事業期間が長期間（多摩川上流雨水幹線が11年間、黒目川・落合川流域が20年間）を要する。 現在は、空堀川上流域南部地域での流域下水道雨水幹線の整備を行っている。令和元年度に事業を開始し、整備完了時期は未定であるが、9km以上の長い幹線になることなどから、長期の事業期間を要すると想定されている。 しかし、近年、激甚化する豪雨を踏まえると、より早く空堀川上流雨水幹線の整備を完了し、浸水被害を軽減することが求められる。したがって、都は、空堀川上流雨水幹線について、これまでの知見を活かし、工期短縮などを検討するとともに、完成区間から暫定的に貯留管として運用するなど、事業効果の早期発現に向けた検討及び調整を実施されたい。	事業効果の早期発現に向け、令和4年度の実施設計で工期短縮を図る工法を検討し、他工法に比べ約5か月の工期短縮を図ることが可能であるため、これを採用した。 令和4年2月には、空堀川上流雨水幹線協議会・幹事会で幹線完成区間の暫定貯留利用について情報共有を図った。また、第一工区の工事内容について、市が施工する接続管の設計に必要な情報の共有を行い、東大和市とは、接続管の施工時期、方法などについて調整を図った。	改善済
意見	3-11 (257)	雨天時浸水対策促進に向けた市町村支援の強化について	多摩地域の分流入下水道地域の令和2年度末雨水整備率は29.0%であり、雨水管が未整備の地域が多い。 雨水管未整備地域での雨水処理は、一般的に地中への浸透又は下水道以外の排水系統（道路の側溝等）を通じて河川などへ雨水排除していると思われるが、近年、激甚化する豪雨を踏まえると、浸水被害を防ぐためには、雨天時浸水対策を加速度的に行うべき状況である。 都は、これまで、雨天時浸水対策促進会議にて各市町村に情報提供を行うなどして連携対応を進めるほか、令和2年台風第14号接近時には、その時点で設置済みの9カ所の多機能型マンホール蓋の水位測定結果を提供するなど、市町村に対して、効率的な原因調査や対策などを促す取組を行ってきた。しかし、市町村の雨天時浸水対策は、なかなか進んでいない状況である。 各市町村により取組状況は様々であり、都より文書発出された調査結果等を踏まえた浸水対策の要請に、積極的に対応を行っている市町村もあれば、要請に応じた対応をほとんど行っていない市町村もあった。 都は、近年、激甚化する豪雨を踏まえ、雨天時浸水対策促進に向け、広域的な見地から適切なリーダースHIPを発揮し、多機能型マンホール蓋の測定結果を活用するなど、市町村に対する支援を一層強化されたい。	令和4年5月26日、令和5年2月28日及び令和5年6月14日に、都と関係市町村が出席する雨天時浸水対策促進会議を開催し、多機能型マンホール蓋の測定結果データを提供の上、データの分析支援や調査方法の提案などを行った。様々な降雨パターンでの浸水データ提供を重ねるとともに、調査手法に関する技術情報の提供を継続して実施している。 同会議においては、各市町村の屋外流し対策や浸水調査の取組状況を展開することで、市町村による対策を促進した。さらに、令和5年3月に、市町村向けの絞り込み流量調査手引きを都が独自に策定し、市町村に説明するなどの支援を行っている。 また、令和4年4月14日、令和5年4月11日、6月21日及び8月3日の計4回、市職員が実施する屋外流しなどの観接統箇所の調査に都の職員が同行する合同現地調査を行い、発生原因特定に関する技術支援を行った。	改善済